

都市再生特別措置法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照条文

○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（協議会を組織するよう要請することができる都市開発事業の規模）</p> <p>第二条 法第十九条第三項の政令で定める規模は、一ヘクタールとする。ただし、当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合にあつては、〇・五ヘクタールとする。</p> <p>（熱供給施設に準ずる施設）</p> <p>第三条 法第十九条の二第八項の政令で定める施設は、水、蒸気その他国土交通大臣が定める液体又は気体（以下この条において「水等」という。）を加熱し、又は冷却し、かつ、当該加熱され、又は冷却された水等を利用するために必要なボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備（熱供給施設を除く。）とする。</p> <p>（公共下水道管理者の許可に係る基準）</p> <p>第四条 法第十九条の七第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 接続設備の位置は、次に掲げるところによること。</p> <p>イ 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。以下この</p>	

条において同じ。)から下水を取水するために設ける接続設備は、排水施設の下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれが少ない箇所（箇所）に設けること。

ロ 公共下水道の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、流入する下水の水勢により排水施設を損傷するおそれが少ない箇所（箇所）に設けること。

二 法第十九条の二第八項に規定する設備及び接続設備の構造は、次に掲げるところによること。

イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

ロ コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

ハ 管渠（管渠）は、暗渠（暗渠）とすること。ただし、法第十九条の二第八項に規定する設備を有する建築物内においては、この限りでない。

ニ 屋外にあるもの（管渠（管渠）を除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

ホ 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

ヘ 地震によつて公共下水道による下水の排除及び処理に支障が生じないよう可撓（可撓）継手の設置その他の措置が講ぜられていること。

ト 管渠（管渠）の清掃上必要な箇所にあつては、ます又はマンホールを設けること。

チ ます又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

と。

リ ますの底には、その接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバート（きょう）を設けること。

ヌ 下水を一時的に貯留するものにあつては、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていこと。

ル 公共下水道の排水施設から取水する下水の量及び当該公共下水道の排水施設に流入させる下水の量を調節するための設備を設けること。

三 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

イ 公共下水道の管渠（きょう）を一時閉じ塞ぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

ロ 公共下水道の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、ますその他の排水施設に突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ハ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 公共下水道の排水施設から取水する下水の量は、その公共下水道の下水の排除に著しい支障を及ぼさないものであること。

（公共下水道の排水施設に流入させる下水に混入することができる物

第五条 法第十九条の七第五項の政令で定める物は、凝集剤であつて公共下水道管理者が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとする。

(削除)

(法第二十九條第一項第一号の政令で定める事業)

第三條 法第二十九條第一項第一号の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて国土交通大臣の定める基準に該当するものとする。

一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路の新設又は改築

二 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)による都市公園の新設又は改築

三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築

四 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)による河川(同法が準用される河川を含む。)の河川工事

五 砂防法(明治三十年法律第二十九号)による砂防工事

六 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)による地すべり防止工事

七 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)による急傾斜地崩壊防止工事

八 海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)による海岸保全施設の新設又は改良に関する工事

九 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)による港湾施設の建設又は改良の工事

(法第三十條第一項の政令で定める道路又は港湾施設)

第四條 法第三十條第一項の政令で定める道路又は港湾施設は、道路法による道路又は港湾法第二條第五項の港湾施設のうち同項第一号から

(削除)

第四号まで及び第九号の三に掲げる施設とする。

(貸付金の償還方法)

第五条 法第三十条第二項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

第六条・第七条 (略)

(市町村が決定又は変更をすることができる都市計画)

第八条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十七条の二第一項の指定都市（以下この条及び第十四条第一号二において「指定都市」という。）にあつては、第一号イ(1)又はハに掲げる都市施設（河川法第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画）とする。

一 次に掲げる都市施設

イ 次に掲げる道路（自動車専用道路を除く。）

(1) 道路法第十三条第一項の指定区間外の国道

(2)・(3) (略)

ロ・ハ (略)

二 (略)

第九条く第十五条 (略)

(削除)

第七条・第八条 (略)

(市町村が決定又は変更をすることができる都市計画)

第九条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十七条の二第一項の指定都市（以下この条及び第十五条第一号二において「指定都市」という。）にあつては、第一号イ(1)又はハに掲げる都市施設（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画）とする。

一 次に掲げる都市施設

イ 次に掲げる道路（自動車専用道路を除く。）

(1) 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の指定区間外の国道

(2)・(3) (略)

ロ・ハ (略)

二 (略)

第十条く第十六条 (略)

附 則

(認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例)

2 平成二十四年三月三十一日までの間における第十五条の規定の適用については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百十八号)第一条に規定する区域であるものに限る。)」と、同条第二号から第四号までの規定中「二までに」とあるのは「ハまでに」とする。

附 則

(認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例)

2 平成二十四年三月三十一日までの間における第十四条の規定の適用については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百十八号)第一条に規定する区域であるものに限る。)」と、同条第二号から第四号までの規定中「二までに」とあるのは「ハまでに」とする。

改 正 案	現 行
<p>（特定再開発建築物等の割増償却） 第七条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十四条の二第二項第二号に規定する政令で定める要件は、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号に規定する都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額（当該施設に係る土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。）の取得に必要な費用の額及び借入金の子の額を除く。）が十億円以上であること。</p> <p>4～10（略）</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例） 第二十条の二（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 法第三十一条の二第二項第七号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール（当該事業が都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）第六</p>	<p>（特定再開発建築物等の割増償却） 第七条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十四条の二第二項第二号に規定する政令で定める要件は、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 都市再生特別措置法第二十九条第一項第二号に規定する都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額（当該施設に係る土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。）の取得に必要な費用の額及び借入金の子の額を除く。）が十億円以上であること。</p> <p>4～10（略）</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例） 第二十条の二（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 法第三十一条の二第二項第七号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール（当該事業が都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）第二</p>

条第一項ただし書に規定する場合に該当するものときは、○
・五ヘクタール）以上であること。

三 (略)

8 25 (略)

(特定再開発建築物等の割増償却)

第二十九条の五 (略)

2 法第四十七条の二第三項第二号に規定する政令で定める要件は、第

一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件とする。

一・二 (略)

三 都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号に規定する都市の居
住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額（当該
施設に係る土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。）の取
得に必要な費用の額及び借入金の子の額を除く。）が十億円以上
であること。

3 10 (略)

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十八条の四 (略)

2 16 (略)

17 法第六十二条の三第四項第七号に規定する政令で定める要件は、次
に掲げる要件とする。

一 (略)

二 その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール（当該事
業が都市再生特別措置法施行令第六条第一項ただし書に規定する場
合に該当するものときは、○・五ヘクタール）以上であること。

条第一項ただし書に規定する場合に該当するものときは、○
・五ヘクタール）以上であること。

三 (略)

8 25 (略)

(特定再開発建築物等の割増償却)

第二十九条の五 (略)

2 法第四十七条の二第三項第二号に規定する政令で定める要件は、第

一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件とする。

一・二 (略)

三 都市再生特別措置法第二十九条第一項第二号に規定する都市の居
住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額（当該
施設に係る土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。）の取
得に必要な費用の額及び借入金の子の額を除く。）が十億円以上
であること。

3 10 (略)

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十八条の四 (略)

2 16 (略)

17 法第六十二条の三第四項第七号に規定する政令で定める要件は、次
に掲げる要件とする。

一 (略)

二 その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール（当該事
業が都市再生特別措置法施行令第二条第一項ただし書に規定する場
合に該当するものときは、○・五ヘクタール）以上であること。

18
3
43
(略)
(略)と。

18
3
43
(略)
(略)と。

改 正 案	現 行
<p>（収益事業の範囲）</p> <p>第五条 法第二条第十三号（収益事業の意義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ ト （略）</p> <p>チ 民間都市開発推進機構が民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第二号（機構の業務）に掲げる業務として行う金銭貸付業</p> <p>リ ヽル （略）</p> <p>四 ヽ三十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（収益事業の範囲）</p> <p>第五条 法第二条第十三号（収益事業の意義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ ト （略）</p> <p>チ 民間都市開発推進機構が民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第二号（機構の業務）及び都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十九条第一項第一号（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務）に掲げる業務として行う金銭貸付業</p> <p>リ ヽル （略）</p> <p>四 ヽ三十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号。以下「法」という。）第四条第三項第十九号の振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 特別会計に関する法律第百九十八条第四項に規定する港湾整備事業及び次に掲げる事業</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ニ 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）<u>第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）</u>第十条第一項の規定による国の貸付けに係る港湾施設の建設又は改良の事業</p> <p>六～十九 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>第一条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号。以下「法」という。）第四条第三項第十九号の振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 特別会計に関する法律第百九十八条第四項に規定する港湾整備事業及び次に掲げる事業</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ニ 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）<u>第五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）</u>第十三条第一項又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）<u>第三十条第一項</u>の規定による国の貸付けに係る港湾施設の建設又は改良の事業</p> <p>六～十九 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十三条 次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十条並びに第十九条第二項及び第七項から第九項まで</p> <p>十一〇十四（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>第二十三条 次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十条及び第十九条第二項から第五項まで</p> <p>十一〇十四（略）</p> <p>2・3（略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法律の準用等） 第十九条（略）</p> <p>2 次に掲げる法律の規定については、支援センターを独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十条並びに第十九条第二項及び第七項から第九項まで</p> <p>五～九（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（他の法律の準用等） 第十九条（略）</p> <p>2 次に掲げる法律の規定については、支援センターを独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十条及び第十九条第二項から第五項まで</p> <p>五～九（略）</p> <p>3（略）</p>

改正案	現行
<p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第百六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項の規定による道路の整備に関する費用に充てべき資金の貸付けに関すること。</p> <p>五～十三 （略）</p> <p>（計画課の所掌事務）</p> <p>第百五十九条 計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項の規定による港湾施設の整備に関する費用に充てべき資金の貸付けに関すること。</p> <p>五 （略）</p> <p>（振興課の所掌事務）</p> <p>第百六十条 振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 都市再生特別措置法第二十九条第一項第三号に掲げる業務（当該業務に係る同項第四号に掲げる業務を含む。）及び広域的地域活性化</p>	<p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第百六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項及び都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による道路の整備に関する費用に充てべき資金の貸付けに関すること。</p> <p>五～十三 （略）</p> <p>（計画課の所掌事務）</p> <p>第百五十九条 計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項及び都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による港湾施設の整備に関する費用に充てべき資金の貸付けに関すること。</p> <p>五 （略）</p> <p>（振興課の所掌事務）</p> <p>第百六十条 振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号及び第四号に掲げる業務（これらの業務に係る同項第五号に掲げる業務を含む。）並び</p>

化のための基盤整備に関する法律第十五条第一項各号に掲げる業務のうち、港湾施設に係るものに関する事
六〇十一 (略)

に広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第十五条第一項各号に掲げる業務のうち、港湾施設に係るものに関する事
六〇十一 (略)

改 正 案	現 行
<p>（河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 雨水貯留浸透施設に関する工事を河川工事とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十（略）</p> <p>（削除）</p>	<p>（河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 雨水貯留浸透施設に関する工事を河川工事とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十一 <u>都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）</u> 第三条第四号</p>